

## 平成 29 年度 6 月 第 3 回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 午前 9 時 30 分  
○閉会日時 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 午前 10 時 28 分  
○開会場所 美浦村役場 3 階委員会室

### ○出席委員

教育長	糸賀 正美
教育長職務代理者	山崎 満男
委員	小峯 健治
委員	浅野 千晶
委員	栗山 秀樹

### ○出席事務局職員

教育次長	中澤 眞一
学校教育課長	菅野 眞照
子ども育成課長	藤田 良枝
生涯学習課長	木村 光之
幼稚園長	鈴木 美智子
大谷保育所長	小崎 佐智子
木原保育所長	沼崎 公江

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

### ○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第1号	平成29年度要保護・準要保護児童生徒の認定について	可決
議案第2号	美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	可決
報告第1号	美浦村授乳服購入補助について	—

教育長 ただいまより、平成 29 年度第 3 回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議につきましては、委員の皆様全員に出席いただいております。  
教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名人を指名いたします。  
浅野委員にお願いいたします。

【議案第 1 号 議案第 1 号平成29年度要保護準要保護児童生徒の認定について】

【 個人情報を含むため非公開 】

【議案第 1 号 議案第 1 号平成29年度要保護準要保護児童生徒の認定について 原案通り可決】

【議案第 2 号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則】

子育て支援課長より説明

【 質 疑 な し 】

【議案第 2 号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則】

原案通り可決

【報告第 1 号 美浦村授乳服購入補助について】

子育て支援課長より説明

【 質 疑 】

小峯委員 7月からなんですね。一生懸命ホームページを探したのですが見つからなくて、どこにあるのかなと思いました。わかりました。ということは、村ホームページから入手できますよ。ではなくて、ここをこういうふうに見て下さいとするとわかりやすい。この会議録だすのも大変なんです。結局、最終的には検索をしてやらざるを得ない。要するに項目として出てこないから。私はあまり得手でないのでいろいろ書いて探すのだけど、なかなか出てこないんです。ましてお母さん方はどうやって探したらいいかわからないと思います。ぜひホームページのどこをあけてどうやったら、申請書兼請求書が入手できますよというのをわかりやすく書いてくれるといいと思うんですね。  
それから問合せ先というのは、申請窓口なのか。その辺はもうお考えになっていますか。

子育て支援課長 申請と相談の受付窓口は子育て支援センターを予定しておりまして、現在その準備を進めています。

- 小峯委員 二つ気になるのは、一つは、申請窓口というあのオープンの窓口ですよ。そうすると、話をしている時に周りに誰かがいたら聞こえてしまう可能性があるんだけど。なぜそんな事を質問してるかという、例えば「補助の対象となる方」という部分に3点しか上がっていないんだけど、そこに該当するかどうかというところで自分はどうかなと思う人やその他わからない人は、ここに問い合わせくださいというものがあるとわかりやすいと思う。例えば「村税等を完納している方」とありますが「うちは税金払ってないわ。どうしようか、だめなのかしら」というご家庭もあるかもしれない。そうすると申し込めないんだなって、私は思っちゃうんですね。わからない方、不明な方は下記相談窓口までお電話ください。とした時に、もしくはこういう形でしたときですよ。個別のいろんな案件を電話で聞くことになりますよね。でも周りに誰がいるかわからないわけですね。そういう意味では、もし相談窓口としたら、他の人の耳のないところ、聞こえないところを、指定したほうが良いのかなというふうに思ったものだから、申請窓口と一緒に、どうなのかなというふうに思っているの、この点は、今後ご検討いただきたい。それでやはり、こういったサポートが広く伝わるのが、非常に大事だと思うんですね。良いことやって、知らなかったって人が随分いる。ぜひその辺でね、広報活動の工夫をお願いしたいです。
- 子育て支援課長 相談の場所の問題ですが、子育て支援センター内には妊婦さん等からの相談を想定して、相談室があります。配慮が必要な状況の対応についても今後考えていきたいと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。
- 栗山委員 補助金額の上限 8,000 円というのが、どのような基準があったのかなって思いました。というのはチャイルドシートの場合は上限が 5,000 円かと思ったのですが。その辺の基準がどういったものがあつたのかなというのと、他の例えば補助との費用の整合性を図る上で、どういったものが必要かなと思ったので、教えていただければと思います。
- 子育て支援課長 8,000 円とした理由ですが、授乳しやすい機能を持った授乳服と下着のセットで大体 10,000 円前後。下着だけだと 2 着でこのぐらいの金額ということで、欲しい方によってそれぞれ品物が違うということもあり、全額まではいかなくても 8,000 円程度は補助しようということでこの額になりました。また他市町村の状況も参考にしております。
- 教育長 所得要件等はないという理解でよろしいですか。
- 学校教育課長 今の栗山委員からご指摘いただいた件ですが、他の補助について、本村ではほとんど半額補助となっております。本案件に関しましても、執行部と協議をさせていただいた流れで、最初は半額という話

もあったのですが、村長の施策としての意向を反映した形で、7,500 円のものを買えば7,500 円の補助、10,000 円のものを購入すれば上限の 8,000 円の補助という形で、手厚くさせていただいたという流れがございます。ご報告させていただきます。

浅野委員 母子手帳を交付の際にもこういった補助がありますよということは、もちろん広めていただくということでよろしいでしょうか。

子育て支援課長 保健センターとも現在調整中です。母子手帳交付時に、先程ご説明した資料に加えて詳細な内容のチラシ等を一緒に配布をさせていただきたいという事と、交付者は4月から対象となっておりますため、4月までさかのぼって、対象となっている方にもお知らせをしていただきたいという要望も出しております。

浅野委員 と申しますのは、授乳服と字づらだけ見て、上物だけかなと私はイメージしていたので、今、下着もってということですね。あったので。そういった詳しいことがやっぱりわかったほうがいいかなと思ったので、その点よろしく願いいたします。

子育て支援課長 わかりやすく、具体的なものを提示していきたいと思っております。

山崎教育長  
職務代理者 この用紙の件ですが、住民課には置かないのですか。自分の子の名前つけて、申請しますよね。そこにあってもいいのかなという気がしたんです。横の連携ということで検討してもらえれば、もっと周知ができんじゃないかなと思いますし、より具体的になると思いますので、そのところよろしく願います。

子育て支援課長 住民課とも協議させていただいて、チラシの設置、もしくは出生届の際に配付していただくように、依頼していきたいと思っております。

#### 【報告第1号 美浦村授乳服購入補助について 報告終了】

#### 【その他】

教育長 2点、お話しさせていただきます。教職員と教育委員の懇談会の日程の件です。7月30日と8月1日と、この2日間ということですが、実は今年度少年のつばさ事業を引き続き、開催することになりまして、今回、私が6月15日の会議で、団長ということになりましたものですから、申しわけないんですが31日と1日の懇談会を欠席させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

7月31日から8月の5日までということで、台湾に行ってきます。今回も16名、男子

8名女子8名ですね、希望者が多く抽選となりました。

二点目ですが、5月の下旬に厚生文教委員と教育委員の懇談会ということで、開催させていただきました。その際に小峯委員からもご意見をいただきましたんですが、それを踏まえまして、来年度どうするかというところなんですが、私としてはですね、参加しやすいように曜日を金曜日ということに、極力するというので、来年度も引き続き開催させていただきたいということで考えております。報告といいますか申し上げさせていただきました。

小峯委員

1点目、前回、議事録署名人ということで、議事録を見させていただきました。ちょっと皆さん。先月の資料を出してくれますか。これで気が付いたのは、施設の名前。まず5月19日付の通知のところ、それから5月25日の日程、ここに記載されている議案第4号、第5号です。前回私も実は気づかないまま、議案を進めてもらっていたんですが、11、12ページを見てください。まず、第4号「木原地区多目的研修施設の管理及び運営に関する」研修施設。それから「安中地区多目的研修集会施設」「安中地区多目的研修集会施設」この第1号様式を見て下さい。枠の中です。木原地区多目的集会施設使用許可申請書、表題と中身が違う。どっちが正しいんですかこれ。木原地区多目的研修施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則第1号様式第3条関係。木原地区多目的集会施設使用許可申請書。どちらが正しいのでしょうか。私にはわかりません。

生涯学習課長

施設の名称ですが安中地区は研修が入っているのが正しいです。木原地区は研修なしの名称が正しい名称です。

小峯委員

私、あれほどやっぱり1人ではミスが出るから、複数の目で確認をして、訂正のないように出してほしいという要望をいたしました。前回、先月もそうですけど、また今月こういう形で、私が指摘しないとわからないって。ちょっともう少し、しっかりとしたものを出してほしい。ぜひその点お願いします。何が正しいのか結局探さなきゃいけない。5号議案の名前はこのままでいいわけですが。でも、4号議案が木原地区多目的集会なんですよ、研修じゃなくて。単純なところはやはりぜひきちっとしてもらいたいなという事です。要望です。

それから、木村課長は、始まったばかりだから難しいことがあるのかもしれないけれど。2ページ、私こういうに指摘しています。「周知方法は6月末に社会教育委員、スポーツ審議委員等の会議が入っておりますので」。スポーツ審議委員って何って。要するにちょっと言葉が足りないように思います。口頭で言ったので、そうだったのかもしれないけれど、これ、村民をはじめ、全国の人が見ることになると、やはりこの辺正しい表現にしたほうがいいのかというふうにして赤入れさせてもらいました。「社会教育委員」それから「スポーツ推進審議会等の」と、こうなるのかなというふうに思います。

ご検討ください。あとは個別のことなんで、このことについては以上です。

教育長 資料については間違いないように引き続きやっていきたいと思えます。失礼いたしました。

小峯委員 二点目です。補正予算に向けた考え方についてお尋ねいたします。  
前回の補正は、いわゆる、寄付やら何やらを充当する。そういう物であったので、該当しないということが私もわかりましたので、補正予算にむけた考え方について、お尋ねしなかったんですけれども、今後、9月、10月ぐらいになるんでしょうか。補正予算をもう一回、今度組む事になる時に、木原保育所と大谷保育所の課題については、取り上げるのはいつ頃になるかという事について教えていただきたい。

教育長 保育所のトイレの件ですね、これ補正予算ではなくて当初予算で議論していくことにしたいと考えております。

小峯委員 木原保育所のほうは、どういたしますか。

教育長 当初予算で予算要求は考えていきたいと思えます。

小峯委員 私はそういう認識はなかったんですけども、中澤次長は現場を見た時に、これ建築法違反だよと発言しました。これについて早急に解決しない理由を教えてください。

教育長 違反なのかどうかは私から申し上げられません。

小峯委員 私、教育長には今言っていないですよ。お答えくださいって。だからわかる人が答えてもらえればいいわけです。

教育長 わかる方、答えられる方いますか。これについては建築基準法云々の話なので、専門家が当然、役場にもいるわけだと思いますので、そちらに見ていただいた上で、回答したいと思えます。

小峯委員 わかりました。では、意見として、大谷保育所のところも言いたいんですがよろしいでしょうか。この4月から、男性保育士が仕事場に入りましたが1年我慢させるわけでしょうか。

教育長 男子のトイレがあると思えます。

小峯委員                   もう少し充実したものにしてほしいという、私たちが見た時に、そういう意見が多かったかと思います。

教育長                   確かに職場環境を良くするという事は、私も良いことだと思うんですが、どうしても優先順位があると思います。私的には、最終的には予算云々の話になるとは思いますが、まずは子どもたちの環境を良くすることが優先順位として上だと考えていますので、その後になってくるかと思っています。

小峯委員                   わかりました。三点目です。新学習指導要領に向けて、どういう方向性を持っていくかについてちょっとお尋ねしたいのですが。前回、小学校の外国語活動、学習について少しお話しした部分があるわけですが、教えてもらいたいのは、いろいろ調べてみたんですけど、どこにも英語の小学校の英語指導の中心になっている人の名称というか、それが見つからない。今年の部分も、木原、大谷、安中と全部見たんですけど。要するに 29 年度でも、誰が英語活動の中心的役割に就いているのかが、ちょっとわからなかったんですね。

ですから、これについて、今、例えば、木原小は誰、安中は誰、大谷小は誰という事で、教えてもらえればありがたい。

教育長                   私のほうでは、今はわかりません。基本的な考え方を申し上げますけども、小学校の英語の教科化は、平成 32 年度全面実施になる予定でおります。村の話とは違いますが茨城県では平成 31 年度に前倒しで全小学校での先行実施をできればと考えているような方針であるようで、先だつての教育長会議にてその事が示されました。それよりも平成 30 年度やれるところは、先行実施していくという話が出ました。村としては 31 年度に向けて、先行実施ということで進んできたいと思いますが、個別の教職員が今誰で、それぞれの小学校でやっているかというところは、私はわかりません。

小峯委員                   今、指導室長がいらないからということですよ。

そうしましたら方向性として、茨城県として英語教育改善プランというのが出ておりますよね。茨城県英語教育改善プラン、その中に実施体制として、英語による言語活動主体の指導法の普及ということで、小学校、これ平成 26 年からスタートしているようですが、この中で研修の体系と内容の具体案、これは茨城県の教育委員会のホームページからひっばってますので皆さんも簡単に見る事ができると思います。

ここの小学校外国語活動推進事業というのは 26 年度から、5 年間で 1,500 人が受講予定ということ。それから小学校教員の外国語活動の指導力向上研修を年に小学校 14 校で研究推進指定校指定、それ以外に小学校教員 100 人を、その中から中央研修修了者 5 名を入れて外国へ派遣しながら能力を高める。あるいはそのリーダー教師を各小学校 1

人指名してやっていくという、ここの指名してやっていくという部分。じゃあ各学校も26年からやっているわけだから、1,500人、茨城県の全体を網羅しようとしているわけだから、もういるのか。あるいは、いつ頃予定しているのか。この辺について、教えてもらいたいと思って今お話したんですが、わからないという事であれば、次回教えてもらえればと希望しますが、どうでしょうか。

教育長

小峯委員がおっしゃいました英語の教科化へ向けての対応ですね。それについて次回の教育委員会でお話しさせていただければと思います。